

<報道発表資料>

令和 7 年 6 月 2 4 日

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

子育て支援短期利用事業（ショートステイ）実施箇所の新設

令和 7 年 7 月から baby.mam SANJO（ベビマム三条）で新たに実施

京都市では、子育て中の家庭において保護者が一時的に子どもの養育が困難となった場合や育児疲れのレスパイト（一時的な休息）として、児童養護施設等で児童をお預かりする「子育て支援短期利用事業（ショートステイ）」を市内にある児童養護施設等 1 4 か所（令和 7 年 6 月 1 日時点）で実施しています。

令和 7 年 7 月から、新たに 1 か所で子育て支援短期利用事業（ショートステイ）を開始します。

【事業所の概要】

- 事業所名 baby.mam SANJO（ベビマム三条）
- 所在地 〒604-8342 京都市中京区六角猪熊町 6 1 8
（地下鉄「二条城前駅」から徒歩 9 分／阪急「大宮駅」から徒歩 7 分）
- 運営法人 株式会社 ONE DROP
- 開始日 令和 7 年 7 月 1 日（火）
- 実施曜日 日曜日～土曜日（週 7 日）
- 定員 3 名
- 対象年齢 0 か月～概ね 2 歳

<子育て支援短期利用事業（ショートステイ）について>

- 対象 病気、出産、冠婚葬祭、看護、事故、災害、育児疲れのレスパイト（一時的な休息）などにより、保護者が一時的に子どもの養育が困難となった市内に居住する世帯の子ども
- 実施事業所 市内の児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設など
- 利用可能期間 1 か月 7 日以内（1 回の利用は 6 泊 7 日まで）
- 対象年齢 0 歳～小学生（1 2 歳）
※ 実施事業所によって、上記範囲の中で対象年齢が異なります。
- 送迎方法 保護者による送迎
- 利用申請 お住まいの区の区役所・支所の子どもはぐくみ室にご相談ください。

● 利用料金

利用する保護者	利用料（1人あたり日額）			
	ひとり親世帯		左記以外の世帯	
	2歳未満	2歳以上	2歳未満	2歳以上
生活保護受給世帯等	0円	0円	0円	0円
市民税非課税世帯	1,100円	1,000円	1,100円	1,000円
その他の世帯	1,100円	1,000円	5,350円	2,750円

※ 利用料のほか、年齢に応じた食費相当額が必要となります。

<お問合せ先>

京都市子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課

電話：075-222-3939

